

「一般名処方加算」

- ・後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを行っています。
- ・後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定せず、薬品の成分をもとにした一般名処方で処方箋を発行する場合があります。
- ・一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

※一般名処方とは

医薬品の「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載することです。

そうすることで医薬品の供給が不足した場合でも、有効成分が同じ複数の医薬品を選択でき必要な医薬品を提供しやすくなります。

※令和 6 年 10 月から、医療上の必要性があると認められない場合に、患者様が長期収載品の処方を希望した場合は、後発医薬品との差額の一部が患者様の自己負担となります。